

八幡浜地区施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

〔平成7年 3月31日
規則第1号〕

改正 平成17年 3月28日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年八幡浜市規則第24号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 八幡浜地区施設事務組合職員の休日及び休暇等に関する規則（平成3年規則第2号）は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、従前の定めにより与えられた休暇は、この規則によつて与えられたものとみなす。

附 則（平成17年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。